

町内会施設整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内会施設整備補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付するものとし、補助金の交付に関し、小松市補助金交付規則（昭和45年小松市規則第19号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要綱は、地域住民が主体となり自主的に生涯学習、スポーツ、健康づくり、文化、生活の向上などのための公益的施設等の整備を行うことに対し補助金を交付することにより、住民相互の連帯感を育成するとともに地域の活性化を図り、もって地域住民の福祉の向上に資することを目的とする。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の補助対象事業、補助対象者、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、それぞれ次の各号の補助対象事業の区分に応じそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) コミュニティ施設整備事業 別表第1のとおり
- (2) 運動場、体育館、公園、緑地、その他住民福祉の向上に資する施設整備事業 別表第2のとおり
- (3) 路線バス待合所またはベンチ整備事業 別表第3のとおり
- (4) 町内掲示板整備事業 別表第4のとおり

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、町内会施設整備補助金申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。この場合において、前条第3号に規定するものを除き、1つの申請者につき1物件に限るものとする。

(補助金の交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による提出があったときは、当該提出に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、事業の目的及び内容が適正であるかどうか等を調査し、当該申請に係る補助金を交付すべきと認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。

2 補助金の交付が適当であると認める整備事業が複数あり予算額を超えるときは、次のとおり決定する。

- (1) 前年度に、見積書等に基づく事前相談を受領した事業を優先し補助金の交付決定を行う。
- (2) 前号による交付決定を受けない整備事業は、抽選により事業の優先順位を決定し、当該年度の予算の範囲内で補助金の交付決定を行う。
- (3) 第2号の規定にかかわらず、人命に関わる等、緊急と認められる事業を優先し、補助金の交付決定を行う。

3 抽選により当該年度の交付決定が見送りとなった事業については、翌年度以降に優先的に補助金の交付を決定する。

(交付決定の通知)

第6条 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合には、その条件を補助金の交付の申請をした者に町内会施設整備補助金決定通知書（様式第3号）により通知しなければならない。

(事業計画の変更等)

第7条 補助金の交付決定を受けた後に、事業計画の内容を変更しようとするときは、あらかじめ町内

会施設整備補助金事業計画変更申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、内容を審査し、事業計画の変更が適当と認めるときは、町内会施設整備補助金事業計画変更承認通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、補助対象事業が完了したときは、町内会施設整備補助金実績報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する書類の提出期限は、補助対象事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の末日のいずれか早い日とする。

（確定の通知）

第9条 市長は、前条の規定による提出があったときは、当該提出に係る書類及び必要に応じて行う実地調査により審査し、適当と認めるときは、速やかに交付すべき補助金の額を決定し、町内会施設整備補助金確定通知書（様式第7号）通知するものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

（わがまち環境整備助成金要綱及び小松市コミュニティ施設等整備事業補助金交付要綱の廃止）

2 わがまち環境整備助成金要綱（平成23年小松市告示第1号）及び小松市コミュニティ施設等整備事業補助金交付要綱（平成20年小松市告示第18号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成29年6月30日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和2年6月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(経過措置)

令和5年4月1日の改正にかかわらず、令和4年の要綱に基づく申請は、令和5年度に限り有効であるものとする。

別表第1（第3条関係）

<p>補助対象事業</p>	<p>1 コミュニティ施設（地域における住民の健全な自主的活動の活性化を目的に、地縁による団体が設置する主たる集会所をいう。）を整備する事業</p> <p>2 整備しようとする施設が次に掲げる要件を具備していること。</p> <p>(1) 学習等供用施設に係る助成等既存の諸制度（県の定めるコミュニティ施設助成は除く。）によって助成・補助等を受けられない施設であること。</p> <p>(2) 1 km以内に補助対象者が使用する集会所等がないこと。ただし、人口密度その他の状況を勘案し、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 新築、増築又は改築の場合は、県のコミュニティ施設整備事業の対象となっている施設で、申請しようとする前年度に、見積もりをもって市に相談しているものに限る。また、県が定めるバリアフリー整備基準に適合する施設であること。</p> <p>(4) 前年度に本要綱に基づく補助金の交付申請をしていない施設であること。</p> <p>(5) 整備に当たって建築基準法（昭和25年法律第201号）等の関係法令に適合するものであること。</p> <p>(6) 整備しようとする土地が公有地又は施設が公有施設の場合は、所管する行政機関の当該整備の許可、同意等を受けたものであること。</p> <p>(7) 整備が完了した翌年度から起算して当該用途として5年以上の使用が見込めること。</p> <p>(8) 補助を受けようとする事業の経費は、新築工事の場合は400万円以上、増築又は改築工事の場合は200万円以上、改装又は修繕の場合は40万円以上（冷暖房設備の設置・修繕にあつては1件20万円以上）であること。ただし、共生社会づくり工事（この表の補助対象経費の項中4アイに規定する工事をいう。）を実施する場合は20万円以上とする。</p>
<p>補助対象者</p>	<p>町内会</p>
<p>補助対象経費</p>	<p>次の1から3までのいずれかの経費とし、改装又は修繕を行う場合において、共生社会づくり工事を実施した場合には、4の経費も対象とする。ただし、外構工事・解体工事・廃材処理等の本体工事外の経費は対象外とする。</p> <p>1 新築に係る経費 建物の本体工事費（電気・給排水・冷暖房設備等の工事費含む。） ※新築：新たに建築物を建てること</p> <p>2 増築又は改築に係る経費 建物の本体工事費（電気・給排水・冷暖房設備等の工事費含む。） ※増築：既存の建築物に建て増しを行ない床面積を増やすこと ※改築：従前の建築物を取り壊して、これと位置・用途・構造・階数・規模がほぼ同程度のものを建てること</p> <p>3 改装又は修繕に係る経費 建物の本体工事費（電気・給排水・冷暖房設備等の工事費含む。） ※改装：建築物の外部や内装に手を加え作り変えること</p>

	<p>※修繕：壊れたり、悪くなったりした部分を元通りにすること</p> <p>4 共生社会づくり工事に係る経費</p> <p>ア バリアフリー化を図る工事</p> <p>イ 太陽光発電の設置や照明器具のLED化など環境に配慮した器具に更新する工事</p>
補助率	<p>1 新築 1 / 2 以内</p> <p>2 増築又は改築 1 / 2 以内</p> <p>3 改装又は修繕 1 / 4 以内</p> <p>4 共生社会づくり工事 1 / 4 以内</p> <p>(いずれも1万円未満の端数は切り捨て)</p>
補助限度額	<p>1 新築 13,200千円</p> <p>2 増築又は改築 8,400千円</p> <p>3 改装又は修繕 5,000千円</p> <p>4 共生社会づくり工事 1,000千円</p>

備考

整備したコミュニティ施設は、整備が完了した翌年度から起算して10年間用途の変更を行わないこと。

別表第2 (第3条関係)

補助対象事業	<p>1 次に掲げる施設等(以下「施設等」という。)のうちいずれかひとつを整備する事業</p> <p>(1) 運動場, 体育館, その他スポーツ施設</p> <p>(2) 公園, 緑地, その他住民の憩いの場所</p> <p>(3) その他住民福祉の向上に資するコミュニティ活動施設(防災倉庫等)</p> <p>2 整備しようとする施設等が次に掲げる要件を具備していること。</p> <p>(1) 地域住民の多数の利用が見込まれること。</p> <p>(2) 校下又は地区内の既存の類似施設等との利用の調整が図られていること。</p> <p>(3) 施設等の維持管理は地域住民が行うこと。</p> <p>(4) 施設等の管理運営に関して明確な方針を定めること。</p> <p>(5) 他の公的補助を受けられない整備であること。</p> <p>(6) 整備に当たって建築基準法等の関係法令に適合するものであること。</p> <p>(7) 整備しようとする土地が公有地又は施設が公有施設の場合は, 所管する行政機関の当該整備の許可, 同意等を受けたものであること。</p> <p>(8) 整備しようとする土地及び施設の整備を行う期間及び整備が完了した翌年度から起算して当該用途として5年以上の使用が見込めること。</p> <p>(9) 整備しようとする施設等が宗教的, 政治的活動に関するものでないこと。</p> <p>(10) 補助を受けようとする事業の経費は, 40万円以上であること。</p> <p>(11) 前年度に本要綱に基づく補助金の交付申請をしていない施設等であること。</p>
補助対象者	校下又は地区連合町内会

補助対象経費	<p>施設等の整備に係る経費。ただし、次に掲げる経費は、対象外とする。</p> <p>(1) 土地，既存施設の取得に要するもの</p> <p>(2) 土地，施設の賃借に要するもの</p> <p>(3) 改築及び修繕に要するもの（改築及び修繕を行うことで原状回復にとどまらず，地域住民の満足を高める工夫が認められ，かつ，機能の向上が認められるものは除く。）</p> <p>(4) 備品購入，賃借に要するもの（施設と一体的に整備されるもので，施設の整備目的に照らし直接必要とされる備品の購入を除く。）</p> <p>(5) 解体工事・廃材処理等の本体工事外の経費及び明細に具体的な記述がない経費</p> <p>(6) その他市長が不適切であると認めるもの</p>
補助率	助成対象経費の1／2以内（1万円未満の端数は切り捨て）
補助限度額	3,000千円

備考

整備した施設等は，整備が完了した翌年度から起算して5年間は用途の変更を行わないこと。

別表第3（第3条関係）

補助対象事業	<p>1 市内のバス停留所に上屋等の待合所（以下「待合所」という。）またはベンチを設置する事業</p> <p>2 設置しようとする待合所が次に掲げる要件を具備していること。</p> <p>(1) 待合所の維持管理は地域住民が行うこと。</p> <p>(2) 待合所の管理運営に関して明確な方針を定めること。</p> <p>(3) 他の公的補助を受けられない整備設置であること。</p> <p>(4) 設置に当たって道路法（昭和27年法律第180号），建築基準法等の関係法令に適合するものであること。</p> <p>(5) 設置しようとする土地が公有地又は施設が公有施設の場合は，所管する行政機関の当該設置の許可，同意等を受けたものであること。</p> <p>(6) 補助を受けようとする事業の経費は，1万5千円以上であること。</p> <p>(7) 前年度に本要綱に基づく補助金の交付申請をしていない待合所であること。</p> <p>3 設置しようとするベンチが次に掲げる要件を具備していること。</p> <p>(1) 複数人の大人が安全に腰掛けられること。</p> <p>(2) 地権者等が自ら製作したものその他使用する際の危険度が高いものでないこと。</p> <p>(3) 企業広告を主目的としたものでないこと。</p> <p>(4) ベンチの維持管理は地域住民が行うこと。</p> <p>(5) 他の公的補助を受けられない整備設置であること。</p> <p>(6) 設置に当たって道路法（昭和27年法律第180号）法等の関係法令に適合するものであること。</p> <p>(7) 設置しようとする土地が公有地又は施設が公有施設の場合は，所管する行政機関の当該設置の許可，同意等を受けたものであること。</p>
--------	--

	(8) 補助を受けようとする事業の経費は、1万5千円以上であること。 (9) 前年度に本要綱に基づく補助金の交付申請をしていないベンチであること。 4 事業の実施にあたっては、事前にバス事業者への連絡および調整を行うこと。
補助対象者	町内会
補助対象経費	待合所またはベンチの設置に係る経費。ただし、次に掲げる経費は、対象外とする。 (1) 土地、既存施設の取得に要するもの (2) 土地、施設の賃借に要するもの (3) 既存待合所またはベンチの取り壊しに要するもの (4) その他市長が不適切であると認めるもの
補助率	対象経費の2/3以内（千円未満の端数は切り捨て）
補助限度額	500千円

別表第4（第3条関係）

補助対象事業	<p>1 町内の行事等広く住民への周知を図るため、町内会の管理する掲示板の新設または修繕（電子媒体による掲示板の新設を含む）。</p> <p>2 整備する事業が次に掲げる要件を具備していること。</p> <p>(1) 設備等の維持管理は地域住民が行うこと。</p> <p>(2) 設備等の管理運営に関して明確な方針を定めること。</p> <p>(3) 他の公的補助を受けられない整備設置であること。</p> <p>(4) 整備に当たって道路法（昭和27年法律第180号）、建築基準法等の関係法令に適合するものであること。</p> <p>(5) 整備しようとする土地が公有地又は施設が公有施設の場合は、所管する行政機関の当該設置の許可、同意等を受けたものであること。</p> <p>(6) 補助を受けようとする事業の経費は、10万円以上であること。</p> <p>(7) 過去5年の間に本要綱に基づく補助金の交付申請をしていないこと。ただし、不可抗力等により市長がやむを得ないと認めた破損の場合は、この限りではない。</p> <p>3 補助を受けようとする掲示板の設置基準は下記のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="448 1610 1272 1805"> <thead> <tr> <th>町内会の規模（世帯数）</th> <th>設置限度本数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>700世帯未満の町内会</td> <td>1本</td> </tr> <tr> <td>700世帯以下の町内会</td> <td>2本</td> </tr> </tbody> </table>	町内会の規模（世帯数）	設置限度本数	700世帯未満の町内会	1本	700世帯以下の町内会	2本
町内会の規模（世帯数）	設置限度本数						
700世帯未満の町内会	1本						
700世帯以下の町内会	2本						
補助対象者	町内会						
補助対象経費	設備等の整備に係る経費。ただし、次に掲げる経費は、対象外とする。 (1) 土地、既存施設の取得に要するもの						

	(2) 土地，施設の賃借に要するもの (3) 既存看板等の取り壊しに要するもの (4) 他に転用可能な備品購入，賃借に要するもの (5) 設備等を管理運営するための管理委託費 (6) 過去5年の間に本要綱に基づく補助金の交付を受けたもの (7) その他市長が不適切であると認めるもの
補助率	対象経費の1／2以内（千円未満の端数は切り捨て）
補助限度額	150千円